

事業計画書

令和7年度



—目次—

経営方針		3
経営理念		4
事業理念		5
沿革		6
実施事業		8

【各事業計画】

▶法人本部		13
▶太陽の園		15
▶若葉		18
▶爽和		21
▶楓樹		23
▶ニコニコホーム		25
▶芽愛(めい)		27
▶日陽(ひなた)		29
▶胡桃(くるみ)		30

経営方針

家族と共に、障がいのある人たちが、
その人らしい人生の実現のために努めます

障がいのある人自身が、地域住民として、
社会の一員として地域と共に生きていく
「地域づくり、社会づくり」に努めます

「目配り、気配り、心配り」の精神を持ち、
常に利用者の目線に立った、
質の高い支援に努めます



経営理念

地域に根差した法人経営

地域社会における障害者福祉の重要な担い手として「公共性・公益性・透明性の高い法人経営」を念頭に、より質の高いサービスの提供、法制度の変化に柔軟に対応し、充実した福祉事業の展開に努める。

福祉の推進により地域社会への貢献

障害者の施設から地域への移行、地域で生活する障害者の生活や就労の支援など、地域に密着した福祉事業の展開により、様々な福祉サービスを駆使した「より、その人らしい生活」「その人の幸福実現」をサポートする。

利用者や家族に寄り添う支援

利用者の権利や家族の希望を尊重し、必要かつ適切なサービスや支援を継続して提供する。

職員育成と快適な職場づくり

福祉のプロフェッショナルとしての高度なスキルや知識、「目配り、気配り、心配り」の精神を持った職員の育成と、トップダウン、ボトムアップのバランスの取れた、職員相互が信頼し合える快適な職場づくりに努める。

事業理念

- * 人権の尊重
- * 福祉サービスの質の向上
- * 高度な技術・知識を持った職員の育成
- * 個別支援に基づいたサービスの提供
- * すべての職員間での情報共有と一貫したサービスの提供



【沿革】

昭和53年 8月	福岡県久留米市山川町1042番地 社会福祉法人「悠光会」を設立認可
昭和53年 9月	知的障害者入所更生施設 「太陽の園」 新設開園 60名 (国・県補助)
昭和54年 2月	知的障害者通所授産施設 「みどりの園」 新設開園 20名 (国・県補助)
平成9年 10月	グループホーム 「ニコニコホーム」 新設開所
平成15年 4月	「太陽の園」 デイサービス棟完成 デイサービス事業開始
平成16年 10月	「太陽の園」 15名増員 高齢者専用棟及びショートステイ専用居室完成 (国・県・市補助)
平成23年 4月	障害者支援施設 「太陽の園」 (生活介護・施設入所支援 75名) 多機能型事業所 「みどりの園」 (就労継続支援B型28名、就労移行支援 6名、自立訓練6名) 生活介護事業所 「とまと」 (生活介護 30名) 児童デイサービス事業所 「プチとまと」 10名 一体型共同生活介護・共同生活援助事業所 「ニコニコホーム」 4棟26名 【新体系移行】
平成24年 4月	児童デイサービス事業所 「プチとまと」 →児童発達支援事業所 「プチとまと」 10名、 放課後等デイサービス事業所 「プチとまと」 10名に移行 相談支援事業所 「たいよう」 新設開所 【新法施行により】
平成27年 11月	法人移転計画 (第一段階) 障害者支援施設「太陽の園」 (生活介護・施設入所支援75名) 分園 →「太陽の園」 (生活介護 35名・施設入所支援 35名) 所在地：久留米市山川町1042番地 →「若葉」 (生活介護50名・施設入所支援40名・短期入所 4名) 所在地：久留米市山本町耳納1番地1 新設 (県・市補助により改築) 相談支援事業所「たいよう」→「日陽 (ひなた)」に名称変更
平成28年 4月	法人本部異動 (住所変更) 児童発達支援事業 廃止
平成28年 9月	生活介護事業所「とまと」 (生活介護30名) 廃止 障害者支援施設「若葉」 (生活介護50名から80名へ増員) 40名：40名のユニット型を採用 放課後等デイサービス「プチとまと」 (10名) 移転 久留米市山川町1082番地1から久留米市山本町耳納1番地1に住所変更 ※移転後「プチとまと」→「芽愛 (めい)」に名称変更
平成29年 2月	「若葉」短期入所 (併設型) 定員増 4名→7名
平成29年 4月	「太陽の園」短期入所 (併設型→空床型へ変更) 定員2名
平成30年 4月	多機能型事業所「みどりの園」 (就労継続支援B型 28名、就労移行支援 6名、自立訓練6名) 自立訓練を廃止→「みどりの園」 (就労継続支援B型 34名、就労移行支援 6名)に変更
平成30年 8月	「若葉」 通所介護・短期入所 (共生型) 介護保険事業 「太陽の園」通所介護・短期入所 (共生型) 介護保険事業

【沿革】

令和2年 5月	放課後等デイサービス「芽愛」 移転 →多機能型事業所「芽愛」 児童発達支援事業5名・放課後等デイサービス15名 (20名) 定着支援事業所 事業開始
令和2年 12月	生活介護事業所「楓樹」(生活介護60名) 事業開始 生活介護事業所「爽和」(生活介護20名) 事業開始 多機能型事業所「みどりの園」就労継続支援B型 休止 障害者支援施設「若葉」(生活介護80名から40名へ減員)
令和3年 6月	生活介護事業所「楓樹」定員変更(生活介護60名→50名)
令和4年 5月	多機能型事業所「みどりの園」就労継続支援B型 廃止 児童発達支援事業 休止
令和4年 6月	共同生活援助「ニコニコホーム」定員変更(4棟27名→3棟20名)
令和6年 2月	生活介護事業所「楓樹」定員変更(生活介護50名→40名)
令和6年 3月	「若葉」 通所介護・短期入所(共生型) 介護保険事業 「太陽の園」通所介護・短期入所(共生型) 介護保険事業 廃止

【令和7年度 実施事業】

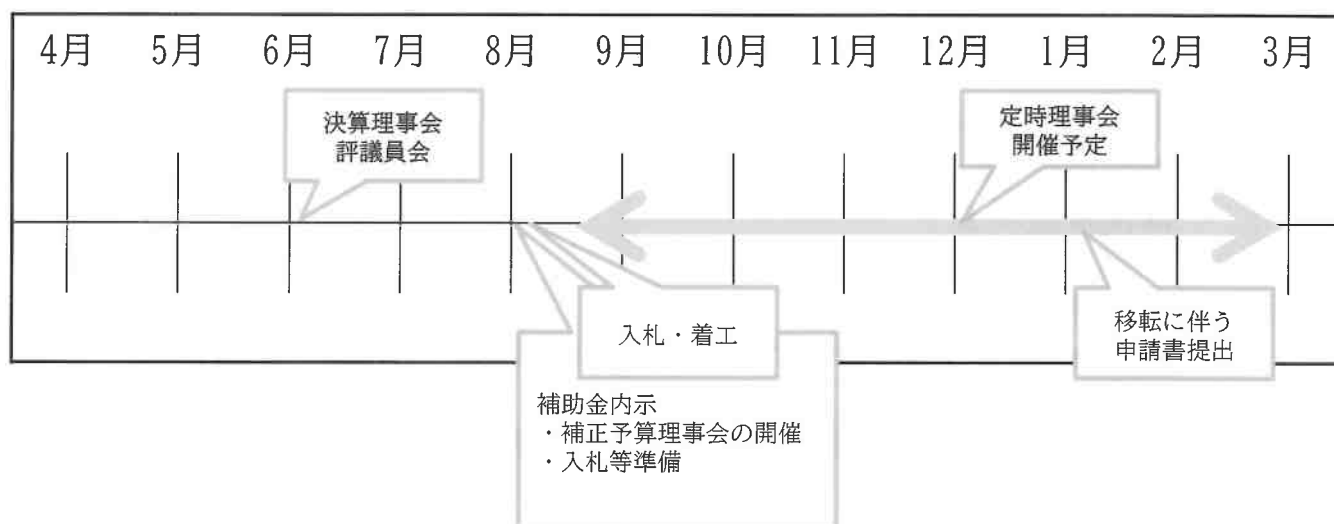
悠光会	
障害者支援施設【太陽の園】	施設入所支援(35名) 生活介護(35名) 空床型短期入所(2名)
障害者支援施設【若葉】	施設入所支援(40名) 生活介護(40名) 併設型短期入所(7名) 日中一時事業
生活介護事業所【爽和】	生活介護(20名)
生活介護事業所【楓樹】	生活介護(30名)
共同生活援助【ニコニコホーム】	共同生活援助(20名) キラキラホーム7名 ほのぼのホーム7名 ゆうゆうホーム6名 体験利用
放課後等デイサービス【芽愛】	放課後等デイサービス(10名)
相談支援事業所【日陽】	特定・一般相談支援 障害児相談支援
企業内託児所【胡桃】	託児(5名)

【移転】

太陽の園は福岡県指定の土砂災害警戒区域に立地しており、近年多発している大雨災害時に若葉への避難を行ってきました。その状況を鑑み、利用者の安全確保が最優先課題であり、安全な場所への移転が必要なことから、若葉敷地内の移転を計画しています

現) 久留米市山川町1042番地

移転先) 久留米市山本町耳納1番地1



年度目標

【法人本部】

1. 人材確保
 - ・ ハローワーク、人材紹介サイト等を活用した求人活動
 - ・ 大学、短大、専門学校、高校等への定期的な求人活動
 - ・ 福利厚生として職員の給食費を法人負担へ(継続)
 - ・ 就職サイトの活用(マイナビ)
2. 太陽の園の移転における計画及び準備
 - ・ 都市計画課との開発許可申請
 - ・ 借入金契約(福祉医療機構・筑邦銀行)
 - ・ 入札
 - ・ 移転新築工事着工から竣工・解体
 - ・ 移転準備(変更申請・引っ越し準備)
 - ・ 保護者説明会
3. 安定した経営への取り組み
 - ・ 職員への研修を通し、サービスの質の向上を高めるとともに加算取得による収益向上を目指します
 - ・ 物品購入では予算管理を徹底し、支出の増額を抑えます

【太陽の園】

1. 高齢の利用者に対応した支援
 - ・ 医療機関との連携を図り、加齢による症状や健康管理に努めます
 - ・ 感染症対策や熱中症対策を徹底しリスクマネジメントに努めます
2. 人材育成
 - ・ 職員一人ひとりの課題を明確にし、課題解決に向け取り組みます
 - ・ 言語や文化の違いを踏まえ、正しい知識、技術の取得に向け努めます
3. 移転に向けた準備
 - ・ 引っ越しに向けた備品の整理や保護者説明会の実施します
 - ・ 新しい建物での日課作成や職員への情報の共有を行います

【若葉】

1. 活動の充実

- ・ウォーキングや外出、園内イベントなど、体力づくりや楽しみづくりに努めます。
- ・感染症対策や熱中症対策を徹底しリスクマネジメントに努めます。

2. 短期入所

- ・感染予防を行い休園することがないよう努めます。
- ・他の関係機関との連携を図り、新規の受け入れて利用者数が増えるよう努めます。

3. 人材育成

- ・職員間のコミュニケーションを深め「報・連・相」の徹底に努めていきます。
- ・職員間の協力体制やお互いに尊重しあえる働きがいのある職場づくりを目指します。

【楓樹】

1. 重度障害者への支援

- ・自閉症や強度行動障害に対する知識を深めます。
- ・障害特性や強み、行動を理解し、支援手順書に沿った支援を行います。

2. 日中活動の充実

- ・ドライブ外出や行事・玩具等、柔軟なサービスを提供し、施設内に活動内容を写真等で掲示し、安定した利用につながるよう支援を行います。
- ・将来、希望される暮らし方についてご家族と情報を共有し、様々なサービスの提案及び提供・体験等促していきます。

【爽和】

1. 利用率の向上

- ・新規利用者の獲得に向け各関係機関との連携を図ります
- ・家族やグループホームと連携し、欠席時や入院時の対応を充実させます

2. 日中活動の充実

- ・利用者の楽しみや活力に繋がる行事や外出の提供に努めます
- ・日々の状況に応じて、臨機応変なサービスの提供に努めます

【ニコニコホーム】

1. 個別支援の充実
 - ・ 利用者のニーズに応じた日常生活支援および健康管理に努めます。
 - ・ 地域との連携を図りながら、暮らしの質の向上を図ります
2. 体験利用
 - ・ 通所事業所の家族に向け、入居や体験利用に関する情報の発信に努めます。
 - ・ 緊急時の利用の受け入れを行い、必要な生活支援を行います

【芽愛】

1. 支援の質の向上
 - ・ 学校、家庭、他事業所との情報共有を図り、ニーズの把握に努めます
 - ・ 保護者と連携を図り、年齢や成長に応じた困りごとや課題に対して専門的な知識と技術の提供に努めます
2. 新規利用者獲得及び定着
 - ・ 各関係機関と連携し新規利用者の獲得に努めます
 - ・ 日々の困りごとや家庭の変化に応じて利用日数やサービス内容を提案し、安心して定着した利用ができる体制づくりに努めます

【日陽】

1. 利用者やご家族の話を十分に聞き取り、個々の希望やニーズに合った障害福祉サービスやその他の情報提供を行います。
2. 感染症対策を行いながら、訪問、担当者会議などの調整を行います。

【胡桃】

1. 卒園に向けた保育の充実を図ります
2. 月齢に応じた保育内容を検討し、一人ひとりに合わせた保育を提供します

【経営組織の強化】

(1) 評議員会・理事会の開催と運営

- ・評議員会は、定款等の重要事項を決定する。
- ・理事会は、業務執行の決定を行う。
- ・評議員会、理事会は、次の日程により開催する。

6月	決算理事会 定時評議員会
9月 12月	理事会
3月	予算理事会 評議員会

※ただし、必要がある場合はその都度開催する。

- ・理事長による職務の執行状況を理事会に報告(年度中に2回)
- ・事業活動の状況、事業執行の課題、行政等への届出など

(2) 法人としての理念・基本方針の周知、規程等の遵守

- ・関係法令及び定款の遵守等
- ・改正社会福祉法の適正運用

(3) 利用者への支援

- ・利用者の権利擁護の堅持
- ・各種行事の充実
- ・防災訓練・防犯訓練の実施
- ・個別支援計画の策定と承認の徹底
- ・居住環境の整備
- ・健康管理
- ・口腔ケア(訪問歯科検診)
- ・余暇活動、体力維持対策の充実
- ・施設内売店の充実

(4) ICT導入による業務の簡素化

- ・手書きからタブレットでの電子記録への移行
- ・夜間の見守りカメラによる安全管理
- ・アプリを使用した保護者との連絡手段の改善

(5) 虐待防止及び身体拘束等の適正化の推進(令和3年度より実施)

- ・職員への研修
- ・委員会の設置及び職員への情報周知徹底
- ・虐待防止等のための責任者の設置
- ・身体拘束を行う場合の必要事項の記録

(6) 感染症や災害への対策及び業務継続

- ・委員会の設置
- ・指針の整備
- ・計画の策定
- ・研修、訓練(シュミレーション)の実施(地域住民の参加・連携に努める)
- ・保存期限が近い備蓄品の更新
- ・防災備蓄品及び感染対策に必要な備品の更新及び充実

(7) 地域連携推進会議の設置

- ・会議及び構成員の施設見学(年1回以上)

(8) 人事管理の充実

- ・求人対策の継続と定着率の向上
- ・通年募集、職員の勤務条件の改善
- ・個人情報保護対策の強化
- ・個人情報の安全管理
- ・職員の育成(月1回研修の開催)
- ・防犯・防災研修の実施
- ・人事交流研修の検討
- ・外国人雇用の推進(技能実習生)
- ・給与規程、就業規則の変更

(9) 苦情受付及び第三者委員の配置

- ・苦情解決における客観性と社会的な信頼の確保
- ・第三者委員会の定期開催
- ・第三者委員2名

(10) 法人の整備

- ・建物の整備(太陽の園移転計画)
- ・収益向上に向けた取り組み及び、支出の予算管理の徹底



1. 支援方針

生活介護を主たる支援とする事業所として活動を行い、夜間支援として施設入所支援を行います。利用者が障害の程度・高齢による身体機能の低下等にかかわらず、基本的人権を共有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことが出来るよう、日常生活上の支援、社会活動へ積極的に参画できるような支援を行います。

2. 事業内容

【生活介護事業所】

日中活動においては、高齢者、重度障害者への支援も視野に入れた個別支援計画書を基に、利用者の状況に応じた支援に取り組み、本人の「個性」「自主性」を尊重し、利用者が楽しみを持って活動できるよう支援に努めます。

【施設入所支援】

生活介護を利用されている利用者に日中活動と合わせて、暮らしの場の提供、入浴、排せつ、食事、着替えなどの介助、食事の提供、生活等に関する相談、助言を行います。又、高齢や基礎疾患等を考慮し、病院側や各事業所とも連携を取りながら情報の共有、意見交換を行い、24時間を視野に入れた健康管理を行います。

【短期入所事業】空床型

施設入所支援の部屋に空きがある際に短期入所を提供します。

居宅において障害者の介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者に対し、短期間入所をして入浴、排泄及び食事等の支援、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

3. 重点目標

①高齢の利用者に対応した支援

- ・医療機関との連携を図り、加齢による症状や健康管理に努めます。
- ・感染症対策や熱中症対策を徹底しリスクマネジメントに努めます。

②定員の充足

- ・病気や高齢に伴う退所が出た際に迅速に充足できるように努めます。

③人材育成

- ・職員一人ひとりの課題を明確にし、課題解決に向け取り組みます。
- ・言語や文化の違いを踏まえ、正しい知識、技術の取得に向け努めます。

【支援・介護】

利用者の方に寄り添い、利用者一人ひとりのストレングス(強み、力、良さ)を見出すとともに、ニーズや課題を十分に把握し、笑顔で優しく接し、適切な対応をこころがけ、支援を提供していきます。強度行動障害の利用者に対する支援の充実を図るために、対象となる利用者の1日の生活の流れに沿った支援手順書を作成し、定期的に見直しを行い、安心して落ち着いて生活ができるよう支援に努めます。

【リハビリ活動】

看護師、作業療法士、病院側の専門職等と連携しながら、身体の変化や加齢に応じて、見直しを行い、一人ひとりの身体状況に合わせ、ウォーキングやマッサージ、機能回復訓練など積極的に行なっていき、身体機能の維持、向上へ繋げていきます。

【報告・連絡・相談】

報連相を円滑に行うことで、スタッフ間のコミュニケーションを活性化し、情報の共有、連携力を高め、障害のある方の特性や加齢に応じた支援の提供へと繋げていきます。

【衛生管理】

利用者の健康、衛生面に留意し、毎日の健康管理を行います。感染症対策として、手洗いやうがいの励行、消毒、換気、外出時のマスク着用、環境整備、予備備品の備蓄管理、3密を避けた行動などの予防に努め、スタッフによる研修もその都度行っていく感染症等に対する知識や汚染物の処理技術を高めしていきます。

【防災管理】

事故防止と防災対策の徹底また、火災・地震等の非常事態に備えた防災訓練等を計画的に実施し、防災への意識強化、体制作りの強化に努めます。

【年間スケジュール】

4月	昼食外出
5月	バーベキュー会
6月	外出
7月	日帰り旅行
8月	上半期誕生会
9月	防災の日
10月	ゆうい祭
11月	1泊旅行
12月	ちゃんこ会、クリスマス会
1月	新年会
2月	下半期誕生会
3月	日帰り旅行

※年間を通して、若葉の売店利用、地域への買い物外出を行います。

※季節に応じた花見などの外出や見学を行います。

※コロナウイルスなど感染症の拡大状況を踏まえ、随時参加の検討を行います。





1. 支援方針

生活介護を主たる支援とする事業所として活動を行い、夜間支援として施設入所支援を行います。これらの施設特性を踏まえて、より多くの利用者のニーズに対応できる支援体制及び、環境づくりに努めます。利用者の希望する生活の実現のため、一人ひとりに合った個別支援計画に沿った支援を提供します。

2. 事業内容

【生活介護事業所】

高齢化、重度化、複雑化した利用者に対応できるような支援が、社会福祉法人として社会に期待される現在、高齢となった利用者の支援、身体障害、精神障害を伴った利用者への支援、様々な形態をとる発達障害、行動障害のある利用者への支援など多様化する利用者に対して、生活全般の質を向上させる支援展開を検討し、個別支援計画に沿った支援を提供します。

【施設入所支援】

生活介護を利用されている利用者に日中活動と合わせて、夜間等における入浴、食事、排泄等のサービスを提供することを目的として、必要な支援・介護を行います。

【短期入所事業】併設型

居宅において障害者の介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者に対し、短期間入所をして入浴、排泄及び食事等の支援、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

3. 重点目標

① 利用者の重度化高齢化している中で、実施できる様々な活動、趣味の幅を広げられるような工夫を行いながらコミュニケーションを取る機会を増やし、生活にメリハリをつけられるように努めていきます。利用者の様々な変化に気付き、一人ひとりの長所を活かしていきます。感染症に気を付けながら外出や園内イベントを増やし、楽しみに繋げていきます。

② 職員のグローバル化に伴い、「福祉は人なり」を基本として、職員の学び、成長に力を入れていきます。利用者の多様化に対応する力を養う為に、事業所内外の研修を取り入れ、疾病や障害の特性、支援方法について意識を持って取り組めるように努めていきます。また、施設見学や地域連携推進会議を行い、支援の透明化を図ると共に地域の方の障害への理解に繋げていきます。

【支援】

コミュニケーションからの観察力を養い、利用者の様々な変化に気付けるようにしていきます。その上で日常生活動作や情緒面、病状等の把握、個別支援計画に沿った支援や利用者一人ひとりへの長所を活かした活動の提供等、1日の中で利用者の方が必ず主人公となれるような支援(活動)の提供を行っていきます。また、感染症対策を行いながら、旅行や外出、園内イベントを実施し、楽しみに繋げていきます。

【相談・連携】

報告・連絡・相談を基本に、聞き方、伝え方等を高めていけるように、支援会議内で、スタッフ一人ひとりが発言出来る環境を整え、コミュニケーション能力の向上と情報の共有、意識を持って仕事に取り組むように努めます。施設見学や地域連携推進会議を行う事で地域との連携を図っていきます。

【感染症対策】

感染症対策として、手洗いやうがいの励行、汚物処理の仕方、外出時のマスク着用、環境整備、予防備品の備蓄管理、障害特性を考慮した上で過度な接触を避けるなどの予防に努めます。また、スタッフによる研修をその都度行っていきます。

【短期入所事業】

短期入所事業については、他の関係機関との連携を図り、新規での受け入れと支援が実現できるように努めます。また、相談支援事業所や特別支援学校との連携を図り、児童の受け入れを増やし、ご家族のレスパイト宿泊訓練を通して、ご家族のニーズに答えていきます。

【年間スケジュール】

4月	花見
5月	バーベキュー会、つつじ外出
6月	あじさい外出
7月	七夕、日帰り旅行
8月	上半期誕生会
9月	防災訓練
10月	ゆいっ祭、コスモス外出
11月	紅葉外出、2泊旅行、人権フェスタ、ハゼ祭り
12月	ちゃんこ会、クリスマス会
1月	初詣外出
2月	節分、下半期誕生会
3月	日帰り旅行

※毎月選択給食を行います。

※希望外出等その都度企画し、利用者の意向に沿って実行します。

※新型コロナウイルスなど感染症の状況に応じて、拡大した場合にはその都度検討します。





1. 基本方針

生活介護を主たる支援とする事業所として活動を行います。事業所の特性を踏まえ、創作活動、または生産活動の機会の提供、その他必要な援助を要する利用者の介護を行い、身体機能、または生活能力向上の支援により、利用者のニーズに対応できる支援体制を整え個別支援計画に沿った支援を提供していきます。

2. 事業内容

主に昼間において、基本的な生活にかかる支援や身体機能、生活能力の向上のための援助を行います。利用者のニーズに沿った個別支援計画に基づき、運動や創作的活動、生産活動の提供を行い、健康な身体づくりや、好きな事や得意なことを活かして、生活全般の質を向上させる支援を行います。

3. 重点目標

- ① 新規利用者獲得に向け、特別支援学校や相談支援事業所及び基幹相談支援センター、その他の関係機関との連携を図ります。また、獲得した利用者が長く定着出来る様、支援していきます。
- ② 利用者の障害特性や能力、興味に適した活動場面を提供し、安定した生活リズムを形成するとともに、安心安全に過ごせる環境を整え、楽しく充実した日々を過ごせるようにします。
- ③ 身辺生活自立への支援を通じて、生活習慣とコミュニケーションの形成に努めます。共生の理念に基づく地域づくりを推進するとともに、障害者の社会参加に努めます。

【作業支援(生産活動)】

事業所内において業者からの下請け作業等を行い、作業参加の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。又、地域との繋がりとして環境美化などを行いながら、人と関わり、挨拶や共生出来る機会を提供します。

【余暇支援】

外出を通じて、支援が必要な方の外出前後の身支度、外出中の危険対策までをサポートし、安心して利用者が楽しめる機会を提供していきます。また、様々な体験と色々な経験を重ね、楽しい時間を共有できるよう支援します。

【相談・連絡】

相談支援事業所・他サービス機関との連携を図りつつ、サービス等利用計画に沿って、個別支援計画を作成し、ニーズに応じた支援が実現できるように努めます。

【職員研修】

権利擁護、虐待防止、施設内での勉強会や研修会に参加し、福祉職員としての倫理観や、専門的な知識の習得等でレベルアップを図ります。

【感染予防対策】

利用者の方の健康管理を行いつつ、検温、手洗い、手指消毒の意識付けや、館内消毒、活動場内の十分な換気や環境美化を行いながら、コロナウィルスなどの感染症の予防に努めていきます。又、職員間でも情報を共有し、予防対策に取り組みます。

【年間スケジュール】

4月	春を楽しむドライブ外出
5月	レクリエーション会
6月	茶話会
7月	納涼会
8月	かき氷会
9月	防災の日
10月	ゆにう祭、ハロウィンイベント
11月	秋を楽しむドライブ外出
12月	クリスマス会
1月	新年会
2月	節分イベント
3月	花見会



※毎月、誕生月の利用者の方を中心とした誕生会の開催
※新型コロナウイルス等の感染症の状況に応じて実施を検討します



1. 基本方針

生活介護を主たる支援とする事業所として活動を行います。事業所の特性を踏まえ、創作活動、または生産活動の機会の提供、その他必要な援助を要する利用者の介護を行い、身体機能、または生活能力向上の支援により、利用者のニーズに対応できる支援体制を整え個別支援計画に沿った支援を提供していきます。

2. 事業内容

主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。生産活動をされる方のグループと生活支援中心のグループに分かれ、支援活動、運動や生産活動を通して、健康な身体づくりや自立生活へ向けての支援を行います。

【生産活動支援】

線香作業、カレー製造、菓子製造、環境整備作業等を行い、作業への参加意欲の向上(持続力・集中力・協調性・責任感・主体性を高める)を図る支援を提供します。園内外の掃除を通じて、地域との繋がり・共生が体感できる機会、人と関わる楽しさ・会話に繋がるような機会を提供します。

【余暇支援】

各種外出(体験、鑑賞、見学など)を通じて、社会生活の経験、生活の幅を広げ、利用者が楽しめる機会を提供します。また、四季を感じられる園内行事や外出を通じて、ルールやマナーの習得などを持つ機会を提供します。様々な体験と色々な経験を重ね、楽しい時間を共有できるよう支援を行います。

【入浴支援】

在宅で入浴することが難しい方や入浴支援を希望される方に対し、特殊浴場や大浴場での入浴支援を提供します。温泉入浴の日を設け、将来の目標に向けた支援を行います。

【相談・連携】

相談支援事業所・他サービス機関との連携を図り、常に適切な支援が実現できるように努めます。特別支援学校関係との連携、実習の受け入れ、事業所利用に繋がるような支援を行います。

【衛生面】

感染症に対する情報収集を図ると共に、手洗い消毒の励行、環境整備など職員間での情報共有や予防対策に取り組み、コロナウイルス等の感染症対策を図ります。

3. 重点目標

- ① 利用者個人の人格と尊厳を守り、意思決定支援を第一に掲げるとともに、個別支援計画に基づいて、一人ひとりの状況や目標に合わせた支援課題を見出し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう適切な支援に努めます。
- ② 強度行動障害の利用者に対する支援の充実を図るために、対象となる利用者の1日の生活の流れに沿った支援手順書を作成し、定期的に見直しを行い、安心して落ち着いて生活ができるよう支援に努めます。
- ③ 週日課に基づいた日中活動の中で様々な活動を提供し、作業や活動への興味と集中力、持続力をつちかい、また適度な運動量と休息に配慮しながら楽しく充実した一日を過ごせるよう支援します。
- ④ 感染症等に対する認識・汚染物の処理技術を高め、利用者一人ひとりの健康と安全に配慮し、楽しく充実した日々を過ごせるように支援します。
- ⑤ 地域や各相談支援事業所等の関係機関と連携し、在宅で生活している障害のある方がより利用しやすい環境を整え、本人とご家族が望む支援サービスが実現できるよう努めます。

【年間行事】

4月	花見(散策及びドライブ)
5月	ドライブ外出
6月	レクリエーション会
7月	七夕会
8月	かき氷会
9月	防災意識を高めるように企画・実施
10月	ゆいっ祭
11月	紅葉(散策及びドライブ)
12月	クリスマス会・防災学習
1月	新年会、成人祝賀会
2月	節分(豆まき)
3月	花見(散策及びドライブ)



※毎月、誕生月の利用者の方を中心とした誕生会の開催

24 ※新型コロナウイルス等の感染症の状況に応じて実施を検討します



1. 基本方針

グループホームを利用する方々が、地域の一員として共に暮らすことを目指し、自立した生活が営めるよう支援します。一人の尊厳ある個人として接し、必要に応じたサービスを提供し、満足が得られるように努めます。また、地域の中で暮らし、共同して自立した日常生活及び社会生活が送れるよう、利用者の方の身体及び精神の状況、並びにその置かれる環境に応じ、共同生活するうえでの相談、その他の日常生活上の援助を利用者の本意を聞きながら適切かつ効果的に行うことを目的とします。

2. 事業内容

地域の中での生活を望む障害のある方(精神障害者・知的障害者・身体障害者)を対象に、少人数で共同生活を送る住居での支援を提供します。一人ひとりの自主性やプライバシーを重視しつつ、必要な支援を提供し、相談や歓談を通じて悩みや課題を汲み、共に解決します。

【日中活動事業所との連携】

健康面で配慮が必要な方がいる為、各事業所との連携を図りつつ、利用者の方々の日中活動での行動や身体状況を把握していきながら、安心した生活へと繋げていきます。

【余暇支援】

休日の日中活動の充実を図りつつ、外出などで生活範囲の拡大や相談支援などを行いながら、気持ちの安定に繋がっていきます。

【感染予防対策】

日常生活を送る中で、利用者の方の健康管理を行いつつ、外出時のマスクの着用、帰宅時のうがい、手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒、グループホーム内の十分な換気、環境美化を行いながら、感染予防に努めていきます。

【事故防止・防災対策】

安全に安心した生活が送れるよう、各ホーム内外の安全点検や改善を行い、火災の避難訓練、水害や地震などの防災訓練を行い、避難時や緊急時に対応できるように備えます。

3. 重点目標

- ① 利用者と地域の人との顔の見える関係を構築し、相談支援事業所及び関係機関、地域の方とも連携を図り、利用者が地域の中でよりよい生活を送れる関係づくりを目指します。相談支援事業所と連携し、通所事業所の家族に向けた入所、体験利用の支援を行います。
- ② 夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときに、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるように支援体制を整えます。
- ③ 病気の早期発見や予防、又、肥満防止を含め日々の体調管理に努め、利用者各人にあった個別支援ができるようにしていきます。
- ④ 定期的に関係者を含めた会議を行い、利用者の自己決定の重要性を認識し、支援に対する意識の向上を目指します。また、人権擁護及び虐待防止についても研鑽していきます。
- ⑤ 行事や外出等社会情勢を見ながら感染対策に注意を払い日々の生活に充実感が得られるよう余暇活動の充実を図ります。防火・自然災害等の対策については避難訓練を行い、設備など含め、防災に対する認識を深めていきます。





1. 基本方針

高校生以下の児童を対象に、基本的な生活支援、基本的動作の取得及び自立と、社会参加の促進、生活の質の向上を目的に支援します。障害を持った児童へ適切なサービスを提供する中で、日常生活動作の習得及び集団生活への適応に必要な支援を実施し、児童と家族、地域福祉の増進を図ります。

2. 事業内容

集団における過ごし方を身につけられるよう、様々な機会を通して支援するとともに、お手伝い・活動などを行うことで、集団における役割を担う機会を作ります。

社会体験学習では、様々な資源を適切に活用できる機会を作るとともに、余暇の充実や、将来に向けての期待になるよう支援します。

得意な分野の内容を広げる遊びや活動を見つけ提供する事で、自信を持って楽しく過ごせるよう支援します。

3. 重点目標

① 将来に向けての支援

それぞれが選んで進む将来に向けて、児童が様々なことを吸収する大切な時期を逃すことなく、必要な生活スキルを身につける学びの場を提供します。また、個人としての成長のみでなく、集団の中で生活する為に、必要な社会スキルであるコミュニケーションの力を引き出す支援や、自身のストレスの対処を知り身につける機会を提供します。

② 障害の程度に応じた内容の支援

すべての児童に楽しさや面白さを体感してもらうことを目的とし、児童の興味や体験する機会を増やします。また、広い敷地を利用し、安全な場所で伸び伸びと自然を感じることができる行事等も検討し実施します。

【入浴支援】

在宅で入浴することが難しい児童に対しての入浴支援を主とし、機械浴や児童用のシャワーチェアや補助具等を準備し、成長に合わせてそれぞれの児童に適した入浴方法でサービスを提供します。また、身体障害のある児童の他にも、自立を目的とした入浴支援や、家族との旅行、短期入所などの将来に向けた入浴支援を行います。

【事故防止】

新規の児童の受け入れを常時行っている為、特性に応じた活動内容の見直しを日々行っています。また、建物内外の危険個所を常にチェックし、様々な児童の行動を予測し、常に安全な環境を設定します。事故発生時にはマニュアルに沿った対応を実施することや、日々の児童の変化を見落とさず、迅速な対応を心がけ安心して安全な支援の場を提供します。

【保護者支援】

児童が成長していくと同時に、家族構成、家族の状況の変化により、変わっていく困りごとや悩みについて適宜相談を受け付け、保護者と解決へ向けて支援します。また、卒業間近の児童に向けては、保護者の要望に沿いながらも、児童にとってよりよい支援の提案にも力を入れて保護者の不安を軽減できるよう対応します。

【保健衛生】

登園時の健康観察、検温等による健康チェックを行い、疾病の早期発見に努めます。疾病のある児童に対しては、保護者、関係機関と連携し回復に努めます。また、様々な感染症対策に力を入れ、手洗い、消毒等の意識付けを行い、規則正しい生活リズムを確立できるよう支援します。

【人材育成】

職員の資質、援助技術や専門技術、支援に対する意識の向上を図る為、ケース会議、勉強会などの施設内研修や各種研修会への参加を奨励します。

【衛星面】

感染症に対する情報収集を図ると共に、職員間での情報共有や予防対策の周知徹底し感染症対策を図ります。

【年間行事】

4月	お花見ドライブ
5月	公園外出
6月	買い物学習
7月	外出
8月	水遊び
9月	かき氷会
10月	ゆうう祭
11月	お花見ドライブ
12月	お楽しみ会
1月	創作活動
2月	節分(豆まき)
3月	卒業生のお祝い会





日陽(ひなた)

1. 基本方針

障害者総合支援法の基本理念にのっとり、障害をもつ方々、ご家族、関係者の相談を受け、個々の希望やニーズに合った障害福祉サービスやその他の情報提供を行い、地域社会において希望する生活が営めるように、便宜を図ります。

2. 事業内容

【計画相談支援・障害児相談支援】

障害福祉サービス等を申請した障害者(児)について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行います。また、サービス事業者等との連絡調整を行い、支給決定に係る申請の勧奨を行います。

【地域移行・地域定着支援】

(地域移行支援)

住居の確保、その他の地域における生活移行するための活動に関する相談、そのほか地域移行の為に障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

(地域定着支援)

常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、そのほか緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

【基本相談、その他】

障害者、ご家族、関係者からの相談に応じ、情報提供等を行います。また、行政や障害福祉サービス事業所等との連絡調整を行います。

3. 重点目標

- ① 基幹相談支援センター、他機関と連携を図り、利用者に合わせた計画作成に努めます。その他、基本相談支援に努めます。
- ② 利用者やご家族の話を十分に聞き取り、個々の希望やニーズに合った障害福祉サービスやその他の情報提供を行います。
- ③ 高齢化に伴い、障害が重度化し、医療的なケアが必要になった時には、介護保険などの情報提供や申請の勧奨を行います。
- ④ 感染症対策を行いながら、訪問、担当者会議などの調整を行います。



1. 保育指針

- *規則正しい生活は身体の成長を促します
- *「挨拶」「食事のマナー」「ルール」など、月齢・年齢にあった基本的生活習慣を身につけます
- *ご家庭と密に連携をとりながらお子様の成長と一緒に喜べる信頼関係を大切にします。
- *子ども達の安全を常に配慮します。
- *子どもの健康と安全を基本にして、保護者の協力の下に家庭養育の支援を行います。
- *子どもが情緒の安定した生活を送り、自己を十分に発揮できる環境を整え、心身の発達を図ります。
- *障害のある方、高齢者との世代間交流を通し、人を敬う心を育てます。



2. 重点目標

【保育内容の充実】

乳児期は発達も著しく一人ひとりの成長にあった遊具を十分揃え、小さい子どもたちであっても自ら遊具を選び、遊び込める環境設定・空間作りに取り組みます。

【保護者への支援】

保護者の働く環境も複雑化している中で、保護者の背景・抱えている困難な状況に合わせて、地域の公的な関係機関と連携を取りながら子育て支援を行います。

【年間行事】

4月	遠足	10月	ゆいっ祭・ハロウィン仮装
5月	公園外出・母の日製作	11月	お花見ドライブ
6月	父の日製作	12月	クリスマス発表会
7月	七夕・水遊び	1月	雪遊び
8月	水遊び・かき氷会	2月	豆まき
9月	敬老の日	3月	卒園のお別れ会

